

会議名	令和6年度 第2回 大和市青少年問題協議会
開催日時	令和6年10月3日(木) 14時00分から
開催場所	大和市役所 本庁舎5階 研修室
出席者	古谷田会長、藤井副会長、古木委員、前田委員、向井委員、高島委員、木内委員、石井(富)委員、丸田委員、黒田委員、森委員、大井委員、坂本委員、望月委員、小川委員、森園委員、岩崎委員、靱山委員 以上18名
欠席者	石井(敏)委員、大本委員 以上2名
幹事	玉木こども部長、前田教育部長、新比叡健康福祉部長、壺井指導室長、小野大和警察署生活安全第一課防犯少年係長 以上5名
事務局	こども・青少年課長、青少年相談室長、青少年相談室係1名、こども・青少年活動推進係1名、こども・青少年育成係3名 以上7名
担当課	こども部 こども・青少年課 こども・青少年育成係 Tel.046-260-5224
傍聴者	0名
公開の状況	公開(議題(2)の個人情報を含む審議を除く)
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 副会長の選任 4. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第52回大和市青少年健全育成大会について (2) 令和6年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者の選考について (3) その他 5. 副会長あいさつ 6. 閉会
内容	<p>質疑応答等(○…委員 ●…事務局等)</p> <p>[議題]</p> <p>(1) 第52回大和市青少年健全育成大会について【資料1】</p> <p>●《こども・青少年課長》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料1」に基づき説明。主な内容は以下のとおり。 ・本大会の主催は、大和市青少年問題協議会、大和市、大和市教育委員会で、後援については、委員の皆さまの推薦母体である、各団体とさせていただきたく、ご協力のほど、お願い申し上げます。 ・開催日時について、令和6年11月23日の土曜日の午後2時から3時30分までを予定している。 ・会場は、保健福祉センターホールとし、本大会の司会には市内市立中学校の生徒に務めていただく予定である。 ・当日は、主催者挨拶として、本協議会の会長である古谷田市長からご挨拶をいただき、続いて、来賓代表の方からもご挨拶をいただく。そして、来賓紹介、主催者紹介ののちに、表彰を行う。 ・表彰については、資料2-1～資料2-5にある、「青少年善行ほう賞」「青少年育成活動推進者表彰」、「青少年健全育成作文集『明るくたくましく』掲載者」となっている。選考結果等の詳細については、次の議題(2)で、説明、報告を行う。

- ・これらの表彰後、作文集掲載者の代表者として、小学生、中学生、高校生の各1名ずつ、作文の朗読を行っていただく予定である。
- ・また、作文の朗読後、こども体験事業参加者が、福島県会津地方での宿泊研修を通じて得た学びについての活動発表を行う予定である。
- ・大会の最後には、終わりのことばとして、本協議会の副会長である藤井教育長からご挨拶をいただき閉会となる。

【質問・ご意見等】

○質問〈委員〉

- ・第52回大和市青少年健全育成大会の開催要領の趣旨について、国が毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」としているとあるが、国というのは、文部科学省か、それともこども家庭庁かお伺いしたい。

●回答〈こども・青少年課長〉

- ・こども家庭庁である。

○質問〈委員〉

- ・こども家庭庁であれば、大和市のこども部も応援することになるかと思うが、こども部としてかかわっていくことは想定されていないのか。

●回答〈こども・青少年課長〉

- ・大和市としての主催であり、こども部のこども・青少年課が含まれるものである。

⇒委員からの異議はなく、承認された。

(2) 令和6年度大和市青少年健全育成大会被表彰候補者の選考について（資料2-1～2-5）

●〈こども・青少年課長〉

- ・「資料2-1」に基づき説明。主な内容は以下のとおり。
- ・大和市青少年健全育成大会においては、「大和市青少年育成活動推進者表彰」及び「大和市青少年善行ほう賞」として、青少年健全育成を目的に地域などで積極的な活動を継続されている方や、善い行いをした青少年を表彰している。
- ・表彰者の選定は、青少年関係団体等の長及び自治会などからの推薦に基づき、「青少年健全育成大会表彰選考委員会」にて審査を行い、本協議会の審議を経て決定する流れとなっている。
- ・「青少年育成活動推進者表彰」及び「青少年善行ほう賞」は、第1回青少年問題協議会における承認ののちに、各関係団体に推薦依頼を行い、各関係団体からご推薦をいただいたものである。
- ・ご提出いただいた推薦書について、事務局にて要件等の確認を行ったのちに、表彰選考委員会にて、候補者の選考審査を実施した。
- ・令和6年度の表彰選考委員会の選考結果について、玉木こども部長より報告する。

●〈こども部長〉

- ・令和6年度表彰選考委員会は、令和6年8月20日に開催され、表彰選考委員である柿本委員、高島委員、黒田委員、森委員、小川委員、森園委員の計6名の出席により、各団体等からご推薦いただいた青少年育成活動推進者・青少年善行ほう賞の被表彰者

の選考が行われた。

- ・資料2-1の令和6年度大和市青少年育成大会被表彰候補者概要のとおり、青少年育成活動推進者10名、青少年善行ほう賞5名が推薦された。
- ・選考の結果、全ての被表彰者を表彰の対象とすることとなった。

●《こども・青少年課長》

- ・「資料2-1」の表のとおり、今年度の活動推進者表彰は、自治会から3名、青少年指導員連絡協議会から3名、青少年相談員連絡協議会から1名、母親クラブ連絡協議会から1名、大和少年補導員連絡会から2名、計10名が推薦された。
- ・また、善行ほう賞は、市立小・中学校から2名自治会から2名、民生委員児童委員協議会から1名と、今年度は5名が推薦されている。
- ・続いて、健全育成大会作文掲載者について「資料2-4」、「資料2-5」に沿ってご説明する。
- ・今年度も夏休み期間に小学校5年生、中学校2年生、高校2年生を対象に学校を通して作文の募集を行った。
- ・今年度の作文応募者数と昨年度からの推移は「資料2-4」に記載しているとおりである。
- ・今年度は、小・中・高合わせて3,011名の児童、生徒よりご応募いただき、昨年度と比べて601名の応募者増となり、非常に多くの方からご応募をいただいた。
- ・「資料2-5」は、大和市青少年健全育成作文集「明るくたくましく」への掲載者の名簿である。
- ・各学校から代表としてご推薦をいただき、小学校からは聖セシリア小学校を含めて20名、中学校からは聖セシリア中学校を含めて10名、高校は大和南高等学校と柏木学園高等学校から2名、計32名のご推薦をいただいた。
- ・32名の方々については、作文集「明るくたくましく」へ作文の掲載を行い、青少年健全育成大会の中で表彰も行う。
- ・さらに小学校、中学校、高校の推薦者の中から1名ずつ、代表として作文の朗読の発表をお願いします。朗読者については、現在、現在各学校と調整をしているところである。
- ・作文募集にあたっては各小・中・高校の先生方にも協力いただき、心より御礼を申し上げます。

【質問・ご意見等】

○質問《委員》

- ・令和6年度の青少年健全育成活動推進者表彰の推薦に関しては、自治会推薦は何件あったのか。

●回答《こども・青少年課長》

- ・資料2-2にある通り、青少年育成活動推進者の表彰候補者については、3つの自治会からの推薦をいただいた。

○質問《委員》

- ・地域ぐるみで子育てを応援していくうえで、自治会からの推薦はとても大切である。3名いらしたということで大変うれしく思う。

⇒委員からの異議はなく、承認された。

(3) その他(資料3-1～3-2)

【報告事項】

●《青少年相談室長》

- ・「資料3-1」について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・青少年相談室の令和6年度4月から8月の事業実施状況について、報告させていただく。まず、電話・来室による相談についてである。青少年相談室では、青少年心理カウンセラーの4名、スクールソーシャルワーカーの3名の計7名で対応している。昨年度と比べ、若干の減少がみられるが、相談は1回にとどまらず、継続して対応していくものがほとんどであるため、相談員一人一人が担当している相談件数については、増加している傾向にある。
- ・相談内容の割合等に昨年度と大きな変動はないが、今年度の不登校相談については、高校進学、私立中学校に進学した生徒の相談が、件数は多くないが、複数みられるのが特徴となっている。特に中学生については、ほとんどの生徒が、「本当は私学に行きたくなかった。」、「親に言われて仕方なく受験して進学した。」、「合格したのだから、もう登校する必要はないじゃないか。」といった意思表示をすることで、親が困って相談するケースである。昨年度においては、そういった状況から家庭内暴力に移行したケースもあるので、慎重に丁寧に対応している現状である。また、各小学校に派遣している教育相談員については、学校との連携、保護者への周知が浸透してきており、相談件数は増加しているところである。
- ・続いて、教育支援教室「まほろば教室」についてご報告する。運営・運用については、現状の見直しを行い、これまでは学習支援が中心だったものを、社会的自立に向け、子どもたちが何をしたいか選べる機会や場を設定し、学習支援だけでなく人間関係の構築にも重きを置いた運営を行っている。このことにより、今まで以上に幅広い不登校児童生徒のニーズに応える「まほろば教室」へと進化した。今回報告させていただく数値からも明らかな成果が出始めているといえる。
- ・「まほろば教室」は、児童や生徒によって利用する日数や時間はまちまちであるが、無理なく、自分の体調や気分に合わせて、子どもたち自身が判断し行動していくことを今後も評価し、青少年相談室としても、利用日数等を増やすことを目的とせず、さまざまなニーズに対応できる温かい「まほろば教室」運営を目指していきたい。
- ・最後に街頭補導活動についてご報告させていただく。補導人数は、全体的には若干の減少があるものの、飲酒・喫煙の人数は例年同様となっているので、割合としては増加していることになる。また、そのほとんどが飲酒ではなく喫煙による補導となっている。中には成人や保護者が一緒にいるケースもあり、難しい補導実態の中において、警察OBである青少年街頭指導員が、根気強く丁寧に対応している現状である。
- ・ここで、第1回青少年問題協議会の際にご意見をいただいた、中学校に派遣している県費のスクールカウンセラーの相談実績について、本日の資料にて参考にて計上しているので、ご参考いただきたい。
- ・なお、毎年配布させていただいていた、「相談室活用概要及びまほろば教室のあゆみ」については、今年度より電子化対応により、冊子ではなく大和市のHPに掲載して

いるので、ご覧いただければ幸いです。

○《大和警察署》

- ・「資料3-2」について説明。主な内容については、以下のとおり。
- ・大和警察署管内の刑法犯の認知状況、少年非行の概況については、資料の数値は、8月末の暫定値となっている。
- ・大和署管内の刑法犯の総数は1,268件、前年比で133件減少となっている。発生件数は、1日あたりで5.2件であり、窃盗犯が刑法犯全体の71.4%を占めている。また、ニュースや新聞により全国で起きた特殊詐欺は認知件数、被害額ともに前年より増加しているとご存知方も多いと思うが、8月末で49件発生しており、前年比では5件増加し、被害額は大和警察署管内において1億4000万円となっている。窃盗犯は、侵入盗の事務所荒しや空き巣など、非侵入盗の万引きなどであり、全体で905件となっている。
- ・また、自転車盗は285件となっており、前年と比べると、マイナス121件となっているが、依然として発生件数は多い。このうち7割近くの被害が、自転車の未施錠で盗難の被害に遭っている状況である。また、全体の4割以上が、住宅等の敷地内で発生しているため、自宅に駐輪していても鍵をかけなければ、被害に遭ってしまう状況にあるといえる。自転車盗の被害は、昨年から非常に多くなっていたので、これに対応するため、関係機関団体と連携して、「鍵かけて」と題した運動を昨年から実施している。先に述べた通り、自転車盗については、前年比でマイナスとなっており、一定の効果がみられるようになっているが、引き続き継続して実施をしていく。
- ・次に、大和警察署管内の少年非行の概況について報告する。検挙状況については、刑法犯で32人を検挙しており、そのうち少年が約10%を占めている状況である。窃盗犯で検挙した件数の12%が少年であり、このほか軽犯罪法、刑法犯以外の特別法犯においても、15人の少年を検挙している状況である。
- ・補導状況について、1,238人の少年を補導しており、前年比でプラス78人という状況であり、区分としては、深夜徘徊が全体の約47%、喫煙が約41%、この2種で9割弱を占めている。
- ・児童ポルノ事案の根絶について、近年、SNSを通じて、少年を言葉巧みに誘い出して、だましたり、脅したり、自ら下着や裸の姿の写真を撮影させ、やりとりの相手に送信してしまう、いわゆる自撮りの被害に遭う少年が後を絶たない。SNSの全てを否定するものではないが、使い方によっては非常に危険を伴う側面もある。SNSのやりとりの中では、すごく良い人という好印象を持ったとしても、実際に会ってしまうと騙されてホテルに連れていかれるなど、性的暴行の被害も発生している。写真などを撮られる児童ポルノ画像は、一度でもインターネットに晒されてしまうと、完全に回収することは非常に難しくなり、子どもたちが傷つき、苦しむことになってしまう。こうした被害を防ぐため、SNSの使い方について注意喚起を呼びかけていただきたい。最近では警察庁のホームページでも、小学生の被害も非常に多くなっているとの注意喚起もあることから、警察関係機関や皆さまと連携して、子どもの安全を守っていきたくないので、ご協力のほどをよろしくお願いしたい。
- ・最近では、SNSを通じた投資詐欺、ロマンス詐欺といったものがある。投資詐欺につい

ては、「芸能人の誰々がやっているよ。」とあって、関心を持たせる、最初は少額の投資で簡単に利益が得られる。ただし、だんだんと多額の投資金額を積み上げていった結果、やがて相手と連絡が取れなくなる、手数料が莫大にかかるなどで、投資したお金も戻ってこず騙されるというものである。ロマンス詐欺は、SNS で出会った相手に恋愛感情を持たせ、関係を築き上げて、騙してお金を出させるものである。同じように気がつけば連絡が取れなくなってしまう。こうした詐欺が最近非常に増えている。また、こうした詐欺は、一件当たりの金額が1,000万円を超えるなど非常に多額になる。皆様のご近所の会合等に出席されるときは、投資のもうけ話など持ち掛けられたら、容易に信じず、家族や警察に相談するように注意喚起をお願いしたい。

【質問・ご意見等】

○質問<<委員>>

・資料の補導状況について、迷惑行為については、119人減ったということになっているが、迷惑行為とは、具体的にどういった行為が当てはまるのか。

○回答<<大和警察署>>

・迷惑行為の具体的な内容については、例えば、午後10時から午前6時の間に、ロケット花火を打ち上げる、楽器を大音量で鳴らすといったものなどを迷惑行為としている。

○質問<<委員>>

・本日ご報告いただいた資料は、一般の人が見かける機会は少ないと思う。保護司会においても、こういった件数等の情報を共有してよいのか、確認させていただきたい。

○回答<<大和警察署>>

・ご報告した数値等の情報については、大和警察署のホームページにも同様の内容が掲載されている。この資料を保護司会にて配布するときには、事前に大和警察署までご連絡いただければ、配布していただいても、とくに問題はない。

○質問<<会長>>

・例えば、特殊詐欺の被害件数や被害額といったものも該当するのか。

○回答<<大和警察署>>

・暫定値で確定ではないこと、また数値についても、“おおむね”であるということにご留意いただきたい。

【連絡事項】

●<<こども・青少年課長>>

・本日委員のお手元にある資料のうち、次第の記載のとおり、「資料2-2」、「資料2-3」、「資料2-5」については、個人情報を含むものとなっているので、本会議終了後に回収する。